

大切な家族を守るために 狂犬病予防注射をしましょう

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

今年度の狂犬病予防注射の接種期間は令和3年12月31日まででした。接種はお済みですか。未接種の人は、早めに接種をお願いします。

狂犬病とは

狂犬病は狂犬病ウイルスに感染した動物にかまれることなどで感染します。哺乳類全てに感染する恐れがあり、人が感染するとほぼ100%死に至る大変恐ろしい病気です。

接種場所

行きつけの動物病院で接種できます。ただし、下表の動物病院で接種すると、その場で注射済票の交付が受けられます。

※下表以外の動物病院で接種した場合は、環境生活課で交付を受けてください。

注射済票交付にかかる金額

1頭につき、500円です。
※鑑札(登録時に発行)は1頭につき3千円です。

注意事項

飼い犬が未登録の人は先に登録をしてください。

注射済票交付委託動物病院

病院名	住所	電話番号
アニマル動物病院	武蔵ヶ丘北1丁目10番37号	☎(337)4100
あーす動物病院	原水1187番地8	☎(233)0012
ほっぺ犬猫病院	新山2丁目2番16号	☎(292)3088
大塚動物病院	津久礼53番地3	☎(232)7254
さくら動物病院	津久礼2179番地2	☎(340)2022
光の森にしぐち動物病院	光の森7丁目25番地5	☎(232)8470
くろかわペットクリニック	合志市幾久富1647番地248	☎(288)0433
大津動物クリニック	大津町室317番地1	☎(293)5654
ハーベスト動物病院	大津町室213番地14	☎(292)0500
パークマイヤー動物病院	大津町引水690番地10	☎(294)2577



4月1日から 資源物持ち去り行為に罰則を規定

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

町が委託した者以外の者が、ごみ一時保管所に搬出したアルミ缶などの資源物を収集・運搬することを条例で禁止しています。4月1日から抑止力を高めるため、違反した人に罰則を与える規定を追加しました。



資源物の持ち去りは禁止されています

近年、各家庭で分別し排出した資源物を、町が回収する前に第三者によって無断で持ち去られる事例が発生しています。このような持ち去り行為は、財政的損失を与え、持ち去るときの騒音やごみの散乱などによる生活環境の悪化を引き起こします。また、町のリサイクルシステムの機能を阻害し、町民の分別意識の低下を招くことが懸念されます。

悪質な業者には、禁止命令を行い、従わない業者には刑事告発を行います。

どのような罰則があるの

- ・禁止命令に違反した者には、20万円以下の罰金が科せられることがあります。
- ・従業員などが事業主の業務のために違反行為を行った場合には、事業主である法人または個人にも罰金を科せられる「両罰規定」です。

町ではパトロールを しています

- ・持ち去り行為を見かけたら、直接声掛けせず環境生活課に日時・場所・人物・車の特徴などをご連絡ください。
- ・前日や夜中に資源物を出さないでください。
- ・できる限り地区のリサイクル活動による回収にご協力ください。
- ・持ち去り防止用看板を作製する予定です。設置のご協力をお願いします。

『きくよう健康倶楽部』通信 [No.24]



きくよう健康倶楽部継続申請書を送付しました

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

来年度も継続して取り組む場合は、郵送した継続申請書の提出が必要です。

引き続き、更新料は無料です！

1月末に、きくよう健康倶楽部会員に、来年度への継続申請書を郵送しました。提出期限までに提出してください。

- 提出書類 きくよう健康倶楽部継続申請書、アンケート
- 提出場所 健康・保険課、総合交流ターミナルさんふれあ、スポーツジム「にんじむ」カウンター、光の森町民センターキャロップア
- 更新料 無料
- 提出期限 2月28日(月)
- 申請方法 持参または、郵送(切手代は自己負担)

送付先 〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地

菊陽町 健康・保険課 きくよう健康倶楽部担当 宛

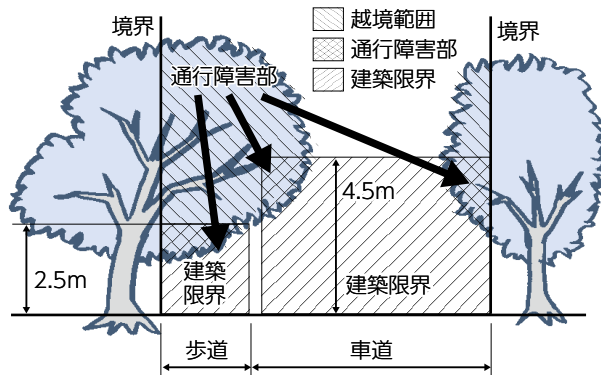
令和4年度は、
3月1日(火)以降の
活動からポイントが
貯まり始めます♪

令和3年度のポイントは
3月31日(木)まで
に交換してくださいね。



道路に張り出している 木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車などに損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。よって、道路沿いで樹木を所有している人は点検を実施して、危険な場合は伐採するなどの措置を講じてください。



問い合わせ

県北広域本部 土木部維持管理課
☎0968(25)2167
建設課 ☎(232)2115

野焼きは禁止されています

野焼きとは

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」と言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

違反する野焼きを行った人には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます。(廃掃法第25条)

例外的に認められる場合

- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(廃ビニールの焼却は不可)
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

※以上の場合であっても、近隣に迷惑をかけていいわけではありません。最小限にとどめてください。

問い合わせ

環境生活課 環境係
☎(232)2114